

平成29年 No.36

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

本学に学長特別補佐を置くことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 7 月19日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 7 月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第26号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：本学に学長特別補佐を置くことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (副学長) 第18条 本学に、副学長を置く。 2 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。 <u>(学長特別補佐)</u> <u>第18条の2 本学に、学長特別補佐を置く。</u> <u>2 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。</u> (学長補佐) 第19条 本学に、学長補佐を置く。 2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年7月20日から施行する。</u>	〔省略〕 (副学長) 第18条 本学に、副学長を置く。 2 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。 (学長補佐) 第19条 本学に、学長補佐を置く。 2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕